

令和2年7月豪雨「義援金」のご案内

【令和3年9月28日現在】

令和2年7月豪雨により被災された方に対し、全国の皆様から寄せられた義援金を熊本県及び人吉市の災害義援金配分委員会において決定した基準により配分します。

※日本赤十字・共同募金会・熊本県・人吉市でお預かりした義援金は、その全額を被災者の皆様にお届けしています。

1. 配分対象及び配分額

被害区分		配分金額	対象
人的被害	死亡者	199万円/1人	災害弔慰金の対象及び申請者と同一となります
	重傷者	19.9万円/1人	7月豪雨によって負傷し、1ヶ月以上の治療を要する場合
住宅被害	全壊	196万円/世帯	「全壊」と認定された世帯
	解体	196万円/世帯	「解体世帯」として被災者生活再建支援金の支給が決定された世帯
	大規模半壊	98万円/世帯	「大規模半壊」と認定された世帯
	半壊 「修理に100万円以上を要した世帯」	108万円/世帯	「半壊世帯」で被災者生活再建支援法の中規模半壊に該当せず対象箇所の修理費用に100万円以上を要した世帯
	半壊	98万円/世帯	「半壊」と認定された世帯
	準半壊	18.9万円/世帯	「準半壊」と認定された世帯
	一部損壊 「修理に100万円以上を要した世帯」	12万円/世帯	「一部損壊世帯」で対象箇所の修理費用に100万円以上を要した世帯
一部損壊	6万円/世帯	「一部損壊」と認定された世帯	

※「重傷者」とは、令和2年7月豪雨によって負傷し、医師の治療を1ヶ月(30日)以上の治療を要する場合です。なお、疾病及び豪雨が直接起因しない負傷は対象外です。

(例:被災後の片付け作業中に骨折したなど、2次災害は**対象外**です。)

※「重傷者」の申請には「医師の診断書」が必要です。診断書料は自己負担になります。

※「重傷者」に該当される方はお問合せ先までご連絡ください。

※「半壊世帯」には「中規模半壊世帯」を含みます。

※半壊世帯(修理費100万円以上)・一部損壊(修理費100万円以上)に該当する世帯は申請が必要です。

(裏面につづく)

2. ご提出いただく書類

① 令和2年7月豪雨義援金申請書

※住宅被害の申請書は、令和3年9月1日時点で災証明書を取得されている世帯主あてに送付いたします。

※人的被害『死亡者』の申請書は災害弔慰金の申請者に送付いたします。

② 災証明書の写し

③ 通帳の写し又はキャッシュカードの写し

※世帯主の口座をご記入ください。同一世帯員の口座に振込む場合は委任状が必要です。

同一世帯員以外への口座には振込はできません。

※振込先の口座番号・口座名義・フリガナが分かるページをコピーしてください。

※振込先は個人の口座に限らせていただきます。

3. 申請方法

返信用封筒に①～③の必要書類を同封のうえポストに投函ください。

4. お問い合わせ先

人吉市 被災者支援対策課 生活再建係 0966-22-2111(内線 6744)

注 意 事 項

- 申請書の記載誤りなどがあった場合は、個別にご連絡させていただく場合があります。確認の状況や、県からの義援金の配分状況により、支給まで時間がかかる場合がありますので、記載漏れや誤りがないようにご注意ください。
- 義援金の振込みは、世帯主の口座に振込みます。同一世帯員の口座に振込む場合は、委任状が必要となります。
※同一世帯員以外の口座への振込みはできません。
- 支給にあたって通知書等は送付いたしません。口座への振込みをもって通知に代えさせていただきます。申請から振込みまでは約3週間程度の時間を要します。
- 今後、追加配分がある場合は、支給決定後の被害区分に応じた額を追加で振込みます。追加配分に対する新たな申請は必要ありません。
※被害判定が変わった場合は、改めて申請が必要となります。
- 支給前に、世帯の全員が亡くなられた場合は、配分対象となりません。